

傷病手当金ご請求の手引き (退職後)

1 傷病手当金の退職後の継続給付とは

傷病手当金の法定給付の受給期間中（結核性以外1年6月間、結核性3年間）に退職した場合、以下の条件を満たしていれば、法定給付の残りを受給することができる制度です。

- (1) 退職日時点で共済組合員期間が継続して1年以上あること
- (2) 退職後も引き続き私傷病により労務が不能であることを医師又は歯科医師が証明できること
- (3) 退職日※に出勤していないこと

※退職日が非番・週休日だった場合は、その日以前の勤務を要する日に出勤していないこと

例：退職日が3月31日（土）の場合、前日の3月30日（金）が勤務を要する日であれば、その日出勤していないこと

- (4) 退職日は初診日以降に3日連続して休んだ日の翌日以降（休み始めて4日目以降）であること

2 傷病手当金の支給期間

私傷病の種類	傷病手当金の支給期間
結核性以外の疾患	支給開始日(※1)から通算して1年6月間の内、在職中に受給していない残りの期間
結核性の疾患(※2)	支給開始日から通算して3年間の内、在職中に受給していない残りの期間

※1 待期待期間の経過後で、算定の結果、傷病手当金の給付額が初めて発生した日です。本人の請求行為がいつ行われたかは関係ありません。

※2 肺結核、喉頭結核、骨膜結核、腎臓結核、膀胱結核、結核性脳膜炎、結核性副睾丸炎、肺炎加答児や肺浸潤、肋膜炎、リンパ腺炎、カリエス等で結核性と認められるもの。

※3 「労務不能の期間が途切れる」、「傷病が変わる」、「就業の意思を示す言動をとる」、「一部の労務のみを不能とする証明」となっている場合は、その時点で支給終了となります。

3 傷病手当金の支給額

支給額の目安は、毎月のお給料の6割程度となります（給与の全額が補填されるものではありません。）。

【参考】[早見表](#)

算定方法	支給開始月以前の12月間の平均標準報酬月額 ÷ 22 × $\frac{2}{3}$ × 支給対象日数
算定例	《支給開始月以前の12月間の平均標準報酬月額が20万円、2024年4月分請求の場合》 $20万円 \div 22 \times \frac{2}{3} = 1日当たりの傷病手当金6,060円$ $1日当たりの傷病手当金6,060円 \times 支給対象日数22日(※) = \underline{133,320円}$

※ 暦日数から土曜日、日曜日、出勤により給与が一部でも支給された日を除いた日数。

【注意事項】

金額は目安です。支給額をお約束するものではありません。

支給期間中にその他の収入がある場合は、支給額が変わる可能性があります。

4 傷病手当金ご請求の流れ

【手順1】本手引きでご請求の流れを確認する

【手順2】[フロー](#)で手続きパターンを確認する

【手順3】必要書類を確認する
([フロー](#)に必要書類一覧へのリンクあり)

【手順4】必要書類を準備して送付する

《送付先》〒330-9792
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合
共済センター 給付担当 あて

【注意事項】

支給対象日から2年間請求しなかった場合、時効により傷病手当金が請求できなくなりますので、ご注意ください。

傷病手当金の支給決定

- ※ 共済組合にて書類審査及び給付金額を計算の上、共済組合に登録されている組合員様のゆうちょ口座に送金となります。
- ※ 請求書類等の到着時期によって、送金日が変わります。詳しくはホームページをご覧ください。
《掲載場所》 HOME > 送金スケジュール > [短期給付金送金スケジュール](#)
- ※ はじめて請求する場合や不備があった場合は、送金日が変更になる場合があります。